

事務局だより 第391号 (発行: 令和3年1月)

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター
 <習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター>
 <TEL: 047-493-8011 FAX: 493-8040 >
 <Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp >



報告第 35号 令和3年1月の行事予定について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

<入会説明会日、就業相談日>

◎定例会説明会 第2第3水曜日 9:30~シルバー会議室
 第2金曜日 13:30~シルバー会議室

◎就業相談 (第2第3水曜日 13:00~ シルバー会議室)
 ※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。

◎女性限定出張入会説明会 3月19日(金) 13時30分~
 プラッツ習志野 中央公民館北館 会議室

<12月就業実績(前年同月比)>

	令和元年度 (令和元年12月)	令和2年度 (令和2年12月)
会員数(人)	982	926
就業実人員(人)	718	660
当月就業率(%)	73.1	71.3
配分金(円)	39,005,874	35,326,890
材料費(円)	845,091	594,229
事務費(円)	3,086,635	2,787,142
合計(円)	42,937,600	38,708,261
年度累計(円)	290,993,042	351,053,975

第9回理事会報告

本日の理事会は、コロナ禍の終息が見えない状況下での開催となりますが、前回で協議した重要な課題である設立40周年記念行事の開催について、その方向性を決定した上で、「特定費用準備資金積立資産」の取扱いについて、審議をして決定しなければなりませんので、三密対策を充分にして、安全を確保して開催いたします。

そして本日の決定事項は、千葉県政策法務課への報告が必要ありますので、積立資産の取扱いは、収支相償の問題を回避する方法でなければなりません。

慎重に審議の上、決定していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1. 議決事項

議案第18号 入会者の承認について

議案第19号 「特定費用準備資金積立資産」の用途計画の変更について

議案第20号 配分金の振込みについて

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

2. 協議事項

なし

3. 報告事項

報告第31号 令和2年度第2回班長・副班長全体会議について

報告第32号 顧客アンケート調査の結果について

報告第33号 代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について

市瀬常務理事兼事務局長から資料に基づいて説明がなされた。

報告第34号 令和2年度第3回総務部会について

市村部会長から資料に基づいて、説明がなされた。

2月の行事予定

2月2日(火) PM 書道教室(会議室)
 2月5日(金) AM 刃物研ぎ(作業所)
 2月10日(水) AM 入会説明会(会議室)
 PM 就業相談(会議室)
 2月12日(金) AM 刃物研ぎ(作業所)
 PM 入会説明会(会議室)
 2月16日(火) PM 書道教室(会議室)
 2月17日(水) AM 入会説明会(会議室)
 PM 就業相談(会議室)
 2月20日(土) AM 刃物研ぎ(作業所)
 2月24日(水) PM 第11回理事会(会議室)
 2月25日(木) AM 刃物研ぎ(会議室)
 2月26日(金) 終日 安全管理委員会第2回巡回指導

<12月派遣契約実績(前年同月比)>

	令和元年度 (令和元年12月)	令和2年度 (令和2年12月)
就業実人員(人)	40	45
契約金額(円)	2,591,910	2,927,367
年度累計(円)	27,670,742	18,603,928



事務局より

<2月の女性交流会「夢の輪」について>

令和3年2月の女性交流会「夢の輪」は開催いたしません。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<「生きがい通信」2021年1月号 お詫びと訂正>

「生きがい通信」1月号の「年男・年女から一言、抱負」コーナーにおいて、高橋 生次会員の地区名に誤りがありました。

お詫び申し上げます、以下に訂正させていただきます。

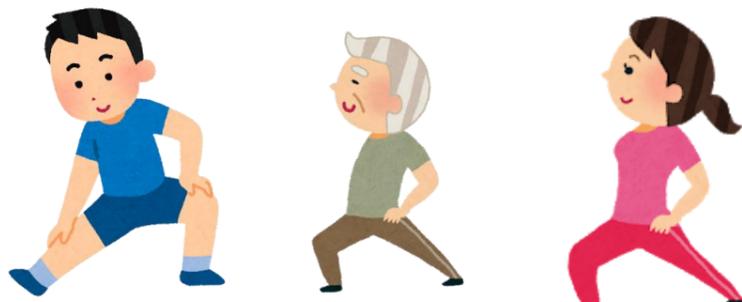
【誤】(谷津地区)

【正】(袖ヶ浦地区)

<安全・健康のためにストレッチ体操！>

ストレッチには「怪我予防」の効果も期待できます。何かに躓いたわけではないのに、バランスを崩して転んでしまった…というお仕事のケガも稀ではありません。身体の柔軟性が低下している状態で体を動かすのは危険です。仕事を始める前にウォームアップして臨めば、ケガのリスクの低下も図れます。血行を促しながら筋肉や関節の可動域を広げられパフォーマンスを向上させることができます。

会員の皆様にお配りしている「いつでもどこでも気軽にストレッチ体操」をぜひ一度ご覧いただき、毎日の生活習慣に取り入れましょう！



<令和2年分の確定申告>

会員の配分金は、所得税法上『雑所得』に区分され、一定額を超えた場合には、確定申告が必要となります。

確定申告に必要な令和2年分(令和2年1月～令和2年12月)の「配分金支払証明書」はすでに発送しております。

令和2年分から改正された点は、**赤線**の箇所です。誤りのないようご注意ください。

◎配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した金額です。したがって配分金収入に係る必要経費の額は、配分金

収入から控除することができます。

◎しかし、必要経費の額が**55万円**未満の場合には租税特別措置法第27条「家内労働者の特例」の適用により、**55万円**(収入金額が限度)を控除することができます。なお、配分金収入以外に**55万円**未満の給与収入がある会員が配分金収入から控除する金額は、**55万円**から給与所得控除の金額(**55万円**未満の場合給与収入金額と同額)を差し引いた残額になります。

◎公的年金を受給している会員は、「家内労働者の特例」とは別に公的年金等控除が受けられます。

また、個人年金等その他の雑所得のある方は、計算が異なりますのでご注意ください。

▼配分金にかかる所得税は、概ね次のように算出されます。

[(配分金収入－必要経費) + (公的年金等の収入金額の合計額－公的年金等控除額) + (給与収入－給与所得控除－**所得金額調整控除**－**基礎控除**(**48万円 ※1**)等)の所得控除] × 適用税率 = 所得税額 ※2

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合。

※2 平成25年分以降は、所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税の計算が必要となります。

(注) お送りしている令和2年分配分金支払証明書の金額は1年間の配分金と交通費の合計金額です(交通費は必要経費として取扱うことができます)。

事務局では確定申告に関する個別のご相談には対応できません。

詳細は税務署にお問い合わせください。

◎千葉西税務署 TEL:043-274-2111

住所:千葉市花見川区武石町1丁目520番地

安全管理委員会より

【令和2年度～令和4年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

「もう少し」 その判断が 事故招く

<月別傷害事故件数 R3.1.22 現在>

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R1	0	0	2	1	0	0	1	0	0	1	0	1	6
R2	1	1	0	2	0	0	0	0	1	0			5

<安全管理委員会 第2回安全巡回の実施について>

目的:安全・適正就業の普及啓発

開催日:令和3年2月26日(金)

巡回先:市内駐輪場

○就業先を巡回し、日頃からの安全への取り組みや安全への意識などを質問形式で確認させていただきます。巡回予定の就業先の皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<就業会員募集>

除草班

一般家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。
(機械を使わず鎌などで草を刈る作業です。)

活動の仕方:

除草班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い班として作業にあたります。

班は、“地域”で分けています。原則として、お住まいの地域に近い班に所属することになります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局にお電話ください。(担当:森谷)
TEL:493-8011



消毒作業ができる方を募集！！

ご家庭や企業からの依頼を中心に、樹木や庭木の消毒作業ができる方を募集いたします。
業務用噴霧器をご自身でお持ちでご興味がある方、是非お待ちしております。

活動場所:市内全域

活動の仕方:ご依頼先と日程調整を行い作業に当たります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。

TEL:493-8011(担当:森谷)